

# 今後の区立保育園の役割と民営化の方針について

～保育のあり方検討部会報告（概要版）～

近年の待機児童対策に伴い、私立の保育施設数が急増し運営費に係る経費も増大していることを受け、平成 29 年 3 月に行財政改革推進本部の下に「保育のあり方検討部会」を設置し、区内の標準生活圏域 7 地域をベースとして、今後、区立保育園が担う役割と民営化の方針について、個別外部監査の報告も踏まえて検討した。

## 1 現状と課題

平成 29 年 4 月現在、認可外保育施設を含めると区内全域で 200 か所を超える施設が点在している。

保育課では、各地域の保育施設を巡回訪問し、保育内容について助言・相談を行い保育環境の改善につなげている。今後も認可保育所を整備していく中で、保育の質の維持・向上を図るためには、区立保育園が障害児保育の実践も含めて、中心的な役割を果たす必要がある。

一方、保育関連経費は、増大する保育需要に対応して整備を進めてきた結果、年々増加している。今後とも施設整備に取り組み、多様化する保育ニーズに迅速、的確に対応していくためには、保育関連経費の増加を可能な限り抑制していく必要がある。

## 2 今後の区立保育園の役割

### (1) 保育の質の維持・向上

保育の質の維持・向上を図るため、地域の「中核園」として以下の取組を行う。

- ・地域の保育施設への定期的な訪問、きめ細かい助言・相談
- ・各施設の保育に関する情報共有の場の提供

### (2) 障害児保育の拡充

障害児保育の拡充を図るため、「障害児指定園」を新たに指定することで、集団保育に支障のない以下のような児童を受け入れる。

- ① 保護者が短時間就労であることなどで、入所選考の際に指数が低い障害児
- ② 医療的ケア（導尿・血糖値測定）を実施することにより、保育が可能となる児童
- ③ 現在、こども発達センターたんぽぽ園に通所しているが、保護者が就労を希望している児童

### (3) 中核園と障害児指定園の指定

7 地域の標準生活圏域をベースに地域バランス等を考慮し、以下のとおり指定する。なお、中核園と障害児指定園は同一園となる場合がある。

- ① 中核園
  - ・ 1 地域に 2 園程度を指定する。
  - ・ 平成 32 年度から 34 年度までの間に段階的に指定する。

## ② 障害児指定園

- ・現在の 8 園に加え、障害児指定園のない地域に新たに 7 園を指定する。
- ・指定する園は、施設の改築又は大規模改修を伴わずに特別室を設置する。
- ・平成 31 年度から 34 年度までの間に段階的に指定する。
- ・指定する園には、区の保育士等配置基準に基づき職員を配置する。

## 3 区立保育園の民営化

### (1) 基本的な考え

- ① 計画期間は、保育需要など今後の保育を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、現在、行財政改革推進計画に定める民営化等計画後の 5 年間とする。
- ② 7 地域をベースに、地域間のバランス及び地域内の区立保育園と民営保育園のバランスを計りながら段階的に民営化を進める。
- ③ 民営化にあたっては、「区立保育園の運営を民間事業者を引き継ぐためのガイドライン」に基づき、区立保育園が行ってきた保育の目標を引き継ぐこととする。

### (2) 民営化の手法

- ① 区が負担する運営費、施設整備費の負担軽減を図る観点から、民設民営を基本とする。ただし、比較的施設が新しく、当分の間、大規模修繕の必要がない施設については、土地・建物を貸与することによる民営化の対象とする。
- ② 指定管理者による園についても、予め事業者との協議を行い、指定期間満了時を目途に、土地・建物を貸与することによる民営化への転換を図る。

### (3) 民営化の園数と進め方

- ① 障害児指定園の拡充等に伴う保育士の増及び行政コスト抑制の観点から、平成 32 年度から 36 年度までの 5 年間で 6 園の民営化を行う（上記（2）②は除く）。
- ② 平成 37 年度以降の方針については、その間の中核園、指定園及び民営化の検証に加え、保育需要や財政状況等も踏まえて平成 34 年度までに決定する。

## 4 区保育室の今後のあり方

この間、待機児童解消緊急対策を実施するなど、認可保育所の整備を加速してきた結果、保育室の需要は年々減少しており、定員割れしている施設もある。また、認可外施設のため、運営費に対する国や東京都からの補助がないため、区の財政負担が大きい。

このことから、条件の整った施設から段階的に廃止に向けた調整を行うとともに、保育需要の高い地域の施設については、地域型保育事業への転換や認可保育所の分園化を進めていく。